

目

次

	頁
第 2 1 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	93
第 2 2 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	98
第 2 3 号議案 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	99
第 2 4 号議案 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	107
第 2 5 号議案 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	108
第 2 6 号議案 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	111
第 2 7 号議案 介護保険法施行条例の一部を改正する条例	112
第 2 8 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	143
第 2 9 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	160
第 3 0 号議案 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例	169
第 3 1 号議案 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	170
第 3 2 号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	172
第 3 3 号議案 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例	173
第 3 4 号議案 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例	174
第 3 5 号議案 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	176
第 3 6 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	177
第 3 7 号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	178

第 38 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	179
--	-----

第二十一号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第六号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第八号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第九号中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同項第十二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第十四号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第十五号中「五千円」を「五千七百元」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同項第四十号金額の欄口中「百八十円」を「百六十円」に改め、同欄八中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同欄二中「九十円」を「八十円」に改め、同項第六十三号中「一万九千元」を「一万七千元」に改める。

別表環境部の項第二号中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同項第七号中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同項第九号中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項第十号中「一万七千元」を「一万五千元」に改め、同項中第五十八号を第六十三号とし、第五十二号から第五十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項中第五十号を第五十五号とし、第四十二号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

<p>四十四 土壤汚染 対策法第二十七 条の二第一項の 規定に基づく汚 染土壌処理業の 譲渡及び譲受の 承認の申請に対 する審査</p>	<p>汚染土壌 処理業の 譲渡及び 譲受の承 認申請手 数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>四十五 土壤汚染 対策法第二十七 条の三第一項の</p>	<p>汚染土壌 処理業者 の合併又</p>	<p>十二万円</p>

規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	は分割の承認申請手数料	
四十六 土壌汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料	十二万円

別表環境部の項中第四十号を第四十二号とし、第十七号から第三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料	十四万七千円
十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請	十三万四千円

の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	手数料
---------------------------------	-----

別表農林部の項第三十一号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査	
(1) 血清学的検査	六百元
(2) (1)以外の検査	二千元

別表農林部の項第三十一号に次のように加える。

ヲ 豚繁殖・呼吸障害症候群の検査	
(1) 血清学的検査	六百元
(2) (1)以外の検査	二千元

別表都市整備部の項第二十一号中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第二十五号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料」に改め、同項第三十二号中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同項第四十四号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第五十号中「建ぺい率の特例の」を「建蔽率の特例の」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項第六十一号中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設

に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第七十一号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百八十七号を第三百九十二号とし、第三百二十三号から第三百八十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百二十二号を次のように改め、同号を同項第三百二十七号とする。

三百二十一 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百二十一号を第三百二十六号とし、第三百十二号から第三百一十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百十一号を次のように改め、同号を同項第三百十六号とする。

三百十一 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十号を第三百十五号とし、第三百五号から第三百九号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百四号を次のように改め、同号を同項第三百九号とする。

三百四 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百三号を第三百八号とし、第二百九十三号から第三百二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二百九十二号を次のように改め、同号を同項第二百九十七号とする。

二百九十二 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第二百九十一号

第二十二号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千四百一人」を「二千三百九十二人」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人番号の利用に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県個人番号の利用等に関する条例

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を、「個人番号の利用」の下に「並びに特定個人情報の利用及び提供」を加える。

第四条の見出しを「(個人番号の利用範囲等)」に改め、同条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項ただし書中「第十九条第七号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程(次条第二項において「条例等」という。)の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四条の次に次の二条を加える。

(特定個人情報の提供等)

第五条 法第十九条第十号の条例で定めるところにより特定個人情報を提供するときは、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け

られているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。
(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第四条関係)

執行機関	事務
一 知事	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等(各種学校を除く。)の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
五 知事	療育手帳(知的障害者(知的障害のある児童を含む。))に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であ

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情
七 教育委員会	埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）による授業料及び入学料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	つて規則で定めるもの
八 教育委員会	埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	
九 教育委員会	国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
十 教育委員会	高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
十一 教育委員会	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	
十二 教育委員会	県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であつて規則で定めるもの	
十三 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）によるものを除く。）の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	

	<p>の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
<p>二 知事</p>	<p>私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>三 知事</p>	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>四 知事</p>	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>五 知事</p>	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる児童福祉法（昭和</p>	<p>療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</p>

	<p>二十二年法律第六十四号)による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であつて規則で定めるもの</p>

別表第三(第五条関係)

情報照会機関	一 知事	情報提供機関	特定個人情報
	<p>生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	教育委員会	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつ</p>

<p>三 教育委員会</p>	<p>二 知事</p>	
<p>埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例による授業料及び入学料の減免に関する事務であって規則で定め</p>	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p>	
<p>知事</p>	<p>教育委員会</p>	
<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>るもの</p>		<p>則で定めるもの</p>
<p>四 教育委員会</p>	<p>埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>五 教育委員会</p>	<p>国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>六 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>知事</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>七 教育委員会</p>	<p>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の</p>	<p>知事</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

第二十四号議案

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のビラ（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を「及び第四号のビラ」に改める。

第七条中「（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を削る。

第九条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加える。

第十条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加え、「同号」を「それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された埼玉県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

公職選挙法の一部改正に伴い、埼玉県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「及び第四項」を削る。

第二十一条の四第一項中「この項及び第四項」を「この条」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「申出」の下に「又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出」を加え、「当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の」を削り、「書面」の下に「（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）」を加え、「携帯電話インターネット事業者（同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者等）」を「携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者等）」に改め、同項第二号中「携帯電話端末末又はPHS端末（第四項において「携帯電話端末等」という）を「携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ）」に改め、同条第二項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を見ることが生ずること」を「携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること」に改め、「説明するとともに、その内容を」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当たり、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

- 一 第一項の書面又はその写し
- 二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第二十一条の四第六項中「第二項又は第四項」を「法第十四条」に、「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第七項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同条第八項中「受けている」の下に「、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていない」を加え、同条第九項及び第十項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第十一項中「第二項及び第四項」を「法第十四条及び第二項」に、「携帯電話インターネット事業者の説明」を「携帯電話インターネット事業者等の説明等」に改める。

第二十三条の見出し中「旅館業」を「旅館業等」に改め、同条中「いう。」の下に「、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）」を加える。

第二十五条第一項第三号中「、第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第二十六条第一項第七号中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十一条の四第一項の改正規定（「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第二十三条の改正規定 平成三十年六月十五日

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、青少年が使用する特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置の実効性を高めるための措置を講ずる等したいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第八十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第九十一条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

第一百三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームに係る運営に関する基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第九条―第四十二条）」を 第四款の二

に関する基準（第九条―第四十二条）

共生型居宅サービスに関する基準（第四十二条の二・第四十二に、「第五款 削
条の三）」

除」を「第五款 共生型居宅サービスに関する基準（第一百四十四条―第三百三十一条）」

「第三

に、「第三目 運営に関する基準（第一百七十四条―第一百八十二条）」を 第五款

「

目 運営に関する基準（第一百七十四条―第一百八十二条）

第二

の二 共生型居宅サービスに関する基準（第一百八十二条の二・第一百八

十二条の三）

」

第

第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）

章の二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

一節 総則（第二百七十七条の二―第二百七十七条の四）

を「

二節 人員に関する基準（第二百七十七条の五・第二百七十七条の六）

三節 運営に関する基準（第二百七十七条の七―第二百七十七条の三十二）

四節 基準該当居宅介護支援に関する基準（第二百七十七条の三十三）

第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」に、「第

「第三款 運

第五章の二 介

第一節 総則

第二節 人員

第三節 施設

六）

第四節 運営

三款 運営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）を

第五節 ユニ

基準

第一款 こ

八

第二款 施

第三款 運

十

営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）

護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（第四百三十八条の二・第四百三十八条の三）

に関する基準（第四百三十八条の四）

及び設備に関する基準（第四百三十八条の五・第四百三十八条の

に関する基準（第四百三十八条の七―第四百三十八条の四十二）

ット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する

の節の趣旨及び基本方針（第四百三十八条の四十三・第四百三十

条の四十四）

設及び設備に関する基準（第四百三十八条の四十五）

営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

四）

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十

九条―第六百三条）

「第四目
を
第六款の

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十

九条―第六百三条）

に改める。

二 共生型介護予防サービスに関する基準（第六百三条の二・第六

百三条の三）

第八条第二項中「第四項」を「第九項」に改める。

第十一条中「居宅介護支援事業者（）」の下に「法第八条第二十四項に規定する」

を加える。

第十四条中「第三十八号。」の下に「第三十六条の二及び」を加える。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下この章において「居宅介護支援

事業者等」という。)を加える。

第二十九条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十五條第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第八十二条の二において「障害者総合支援法」という。)第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第四十二条の三 第五条、第六条及び第七条並びに前款の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第五条(同条第一項を除く。)」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第六条」と、第九条中「第八条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第八条」と、

第十条中「第九条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第九条」と、第二十六条中「第二十五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十五条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

第四十七条中「前款」を「第四款」に改める。
第五十九条中「及び第三十二条」を「第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。
第六十九条第一項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十二条の見出しを「（設備及び備品等）」に改め、同条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第九十条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。第九十五条第三項において同じ。）」を削る。

第九十二条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（第五百三条に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）」をいう。第五百二十七条第一項において同じ。）」を「又は薬局」に改める。

第九十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

百三十三条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

百十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓

練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第百六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百五条の二に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六條、第九十九條、第一百一条及び第一百二條第四項並びに前款（第百十三條を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九条」と、第二十八條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下この章において「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十四條中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百七條に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十五條中「第三十三條」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十三條」と、第百一条中「第九十四條」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九十四條」と、第一百二條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第

百五条第二号、第一百六条第五項及び第一百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一十一条の二中「第百四条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条の二」と、第一百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第百三十五条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。
第百四十二条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。
第百五十三条第二項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第百六十五条第二項中「（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第百六十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第九節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第百八十二条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百四十条の十四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第百八十二条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四条から第三十六条まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十六條、第百八條、第百十條、第百十一條、第百四十七條及び第

百四十九条並びに第四款（第六百六十九条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第九条」と、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第六百六十四条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第三十七条」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第九十九条中「第二十二條」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第二十二條」と、第五十二条中「第二百二十五條」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第二百二十五條」と、第五十五条中「第二百二十八條」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第二百二十八條」と、第五十六条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十七条中「第三十条」とあるのは「第四十条の十五において準用する省令第三十条」と、第六十条第三條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四十条において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八十九条中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改め、「静養室等」の下に「と、第六十八條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四十条において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」を加える。

第九十三条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
第二百三条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超える

こととなる利用者数

第二百六十六条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第二百三十八条及び第二百四十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百五十六条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十七条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十四条中「第三十五条から」を「第三十五条、第三十六条、第三十七条から」に改める。

第二百六十六条中「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十七条」に改める。

第二百七十七条中「第三十五条から」を「第三十五条、第三十六条、第三十七条から」に改め、「利用者」の下に「と、第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」」を加える。

第二章の二を削る。

第二百八十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
第三百一条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第三百一条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第二条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三百五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第三百二十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三百三十五条第一項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第三百七十五条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第四百三十八条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第四百三十八条の三 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百三十八条の四 介護医療院に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条（医師及び看護師に係る部分を除く。）に規定する基準の例によることとする。

第三節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の五 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

一 談話室

- 二 食堂
 - 三 浴室
 - 四 レクリエーション・ルーム
 - 五 洗面所
 - 六 便所
 - 七 サービス・ステーション
 - 八 調理室
 - 九 洗濯室又は洗濯場
 - 十 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
- 一 談話室
入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - 二 食堂
内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。
 - 三 浴室
イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
 - 四 レクリエーション・ルーム
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
 - 五 洗面所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
 - 六 便所
身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- 3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- (構造設備の基準)
- 第四百三十八条の六 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この章において同じ。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第四

百三十八条の四十五第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第四百三十八条の四十五第四項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の三十二の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四百三十八条の七 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第四百三十八条の八 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第四百三十八条の九 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第四百三十八条の十 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第四百三十八条の十一 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第四百三十八条の十二 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受けなければならないと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第四百三十八条の十三 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第四百三十八条の十四 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四百三十八条の四十六第一項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下この章において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四百三十八条の四十六において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食事の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食事の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったこと

に伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第四百三十八条の十五 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四百三十八条の十六 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

第四百三十八条の十七 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第四百三十八条の二十八において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第九項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家

族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更に

ついて準用する。

(診療の方針)

第四百三十八条の十八 診療の方針に係る基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第四百三十八条の十九 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第四百三十八条の二十 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百三十八条の二十一 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(食事の提供)

第四百三十八条の二十二 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第四百三十八条の二十三 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の二十四 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第四百三十八条の二十五 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第四百三十八条の二十六 管理者による管理に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(管理者の責務)

第四百三十八条の二十七 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者はこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第四百三十八条の二十八 計画担当介護支援専門員は、第四百三十八条の十七に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サー

ビスを提供する者と密接に連携すること。

四 省令第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第四百三十八条の二十九 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第四百三十八条の三十五において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の三十 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第四百三十八条の三十一 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四百三十八条の三十二 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時に必要と

なる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四百三十八条の三十三 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 省令第五条第二項第二号ロ及び省令第四十五条第二項第二号ロに規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第四百三十八条の三十四 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示）

第四百三十八条の三十五 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（秘密保持等）

第四百三十八条の三十六 秘密保持等に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第四百三十八条の三十七 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第四百三十八条の三十八 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町

村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百三十八条の三十九 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四百三十八条の四十 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百三十八条の四十一 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四百三十八条の四十二 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第四百三十八条の十二第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第四百三十八条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 省令第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第四百三十八条の二十五の規定による市町村への通知に係る記録

- 六 第四百三十八条の三十八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第四百三十八条の四十三 第四百三十八条の三、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四百三十八条の四十五及び第四百三十八条の四十九において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百三十八条の四十四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二款 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の四十五 ユニット型介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット（療養室を除く。）
- 二 浴室
- 三 サービス・ステーション
- 四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット（療養室を除く。）

イ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十

二の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四百三十八条の四十六 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に

規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四百三十八条の四十七 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百三十八条の四十八 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第四百三十八条の四十九 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の五十 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四百三十八条の五十一 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の五十二 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第四百三十八条の五十三 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四百三十八条の五十四 第四百三十八条の七から第四百三十八条の十三まで、第四百三十八条の十五、第四百三十八条の十七から第四百三十八条の二十まで、第四百三十八条の二十三、第四百三十八条の二十五から第四百三十八条の二十八まで及び第四百三十八条の三十二から第四百三十八条の四十二までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第四百三十八条の七中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第七条」と、第四百三十八条の八中「第八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第八条」と、第四百三十八条の十八中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用

する省令第十八条」と、第四百二十八条の二十六中「第二十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第二十六条」と、第四百三十八条の二十七第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第四百三十八条の三十六中「第三十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十六条」と、第四百三十八条の四十中「第四十条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条」と、第四百三十八条の四十二第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第五百十四条第十一号中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第三項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第五百十八条第一項中「又は介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第五百二十五条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師及び准看護師をいう。第五百三十三条第三項において同じ。）」を削る。

第五百二十七条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第五百二十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常事業の実施地域

第五百三十三条第三項を削る。

第六章第九節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第六百三条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利

用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六百三条の三 第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八十八条の九、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の四から第四百九十二条の十一まで、第五百五十八条の二、第五百五十八条の四、第五百六十六条及び第五百六十八条並びに第四款（第五百八十一条を除く。）及び第五款の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四百八十八条の三中「第四十九条の三」とあるのは「第六十六条において準用する省令第四十九条の三」と、第四百九十二条の四中「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第六十六条において準用する第五十三条の十」と、第五百五十八条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五百六十八条中「第三百三十条」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三百三十条」と、第五百七十一条中「第三百三十三条」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三百三十三条」と、第五百七十四条中「第三百三十六条」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三百三十六条」と、第五百七十五条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五百八十条第二項第二号中「次条において準用する第四百八十八条の十三第二項」とあるのは「第四百八十八条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第四百八十九条の三」とあるのは「第四百八十九条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第四百九十二条の八第二項」とあるのは「第四百九十二条の八第二項」と、同項第六号中「第四百九十二条の十第二項」とあるのは「第五百三十三条の十第二項」と、第五百八十四条中「第四百四十五条」とあるのは「第六十六条において準用する省令第四百四十五条」と読み替えるものとする。

第六百十四条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
第六百十八条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百三十四条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百八十九条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第六百九十条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十六条第一号及び第六百八十九条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

介護保険法等の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定め、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第十条―第四十四条）」を 第四款の二

に関する基準（第十条―第四十四条）

共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十四条の二―第四 運
十四条の四）

「第四款 運営に関する基準（第

営に関する基準（第八十四条―第九十五条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サ
十五条の五）

八十四条―第九十五条）

―ビスに関する基準（第九十五条の二―第九 九に、「第四款 運営に関する基準（第

「第四款 運営に関する基準（第百三条―第百十条）

百三条―第百十条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第

条の四）

百十条の二―第百十 九に、「第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十

「第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十九条）

九条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十九条の
百四十九条の四）

「第

二―第 九に、「第四款 運営に関する基準（第百五十六条―第百五十九条）」を 第
四款

四款 運営に関する基準（第百五十六条―第百五十九条）

四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百五十九条の二―第 九に、「第
百五十九条の四）

百六十八条）」を「第百六十七条の二」に、「 第五款 基準該当福祉サービスに関
「 第五款 基準該当障害福祉サ

四條)

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

第十二節の三 自立生活援助

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

ビスに関する基準（第九十一条―第九十

条の二）

第九十四条の三・第九十四条の四）

第九十四条の五）

第九十四条の六―第九十四条の十二）

に、「第四款 運営に関する基準（第

条の十三）

第九十四条の十四・第九十四条の十五）

第九十四条の十六）

第九十四条の十七―第九十四条の二十）」

「第四款 運営に関する基準（第九十八条の

第四款の二 日中サービス支援型指定共生

人員、設備及び運営に関する基

第九十八条の二―第二百一条）」を 第一目 この款の趣旨及び基本方針（第二

二）

第二目 人員に関する基準（第二百一条の

第三目 設備に関する基準（第二百一条の

第四目 運営に関する基準（第二百一条の

二―第二百一条）

活援助の事業の基本方針並びに

準

百一条の二・第二百一条の二の二に、「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十

二の三・第二百一条の二の四)

二の五)

二の六―第二百一条の二の十)「

一」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(第四十四条の四において「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。第九十五条の三及び第一百十条の二において「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(次条において「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の三に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第四十四条の四 第五条(第三項及び第四項を除く。)、第六条、第七条及び前款(第四十四条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「同条」とあるのは「省令第四十三条の四において準用する省令第五条第二項及び第三項」と、第七条中「第六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第六条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第十一条」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第二十七条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

第四十九条中「前款」を「第四款」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この款において「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条及び第二百二条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。次条及び第九十七条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第四百九条の二及び第五百九条の二において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第一百十条の三、第四百九十九条の三及び第五百九十九条の三において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条及び前款（第九十五条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十九条」と、第八十五条中「第八十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十三条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十五条」と読み替えるものとする。

第九十七条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」及び「同令」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第三章第五節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第一百十条の四において「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サー

ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百一十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百五条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百五条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第一百条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前款（第九十九条及び第一百条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第一百二十五条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百一十五条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第七十三条」と読み替えるものとする。

第一百一十一条中「第二百五条の二」を「第二百五条の五」に改める。

第二百十条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百一十一条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百二十二条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。
第四百九十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第八節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四百九十九条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第四百九十九条の四において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六百六十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第四百九十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六百六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四百九十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百二十二条、第四百二十五条及び前款（第四百九十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十六条」と、第三十六条中「第四十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十九条」と、第九十四条中「第六十条」と読み替えるものとする。

第五十二条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第九節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第二百五十九条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(次条及び第二百五十九条の四において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の二に規定する基準の例によることとする。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第二百五十九条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の三に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第二百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百五十二条、第四百五十五条及び前款(第四百五十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十九条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第三章第十節第四款中第六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十二条中「第八十六条」の下に、「第八十七条、第八十八条」を加える。

第三章第十二節の次に次の二節を加える。

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針

第九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものではない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第九十四条の十において「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第九十四条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは、「第二百六条の四において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第九十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四款 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第九十四条の六 サービス管理責任者は、第九十四条の十二において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支

援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十四条の七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の七に規定する基準の例によることとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九百九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百六条の十二において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九百九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九百九十四条の十二において準用する第二十二条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十二節の三 自立生活援助

第一款 基本方針

第九百九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した

日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（第九十四条の十八及び第九十四条の十九において「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六条の十四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは、「第二百六条の十五において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第九十四条の十七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の十七に規定する基準の例によることとする。

(定期的な訪問による支援)

第九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

ない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四条の六、第九十四条の十及び第九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第二十二条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第五十九条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十四条の六中「第九十四条の十二」とあるのは「第九十四条の二十」と、第九十四条の十一第二項第一号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第九十四条の二十」と読み替えるものとする。

第九十六条中「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十一」に改める。
第二百一条の二中「前各款」を「第一款から第四款まで」に改め、同条を第二百一条の二の十一とする。

第三章第十三節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助

事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下この款において同じ。）の事業を行う者（以下この款において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二目 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百一条の二の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（第二百一条の二の五において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百十三條の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第二百一条の二の四 第九十七條の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九十七條中「第二百九條」とあるのは、「第二百十三條の五において準用する省令第二百九條」と読み替えるものとする。

第三目 設備に関する基準

（設備）

第二百一条の二の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備に係る基準は、省令第二百十三條の六に規定する基準の例によることとする。

第四目 運営に関する基準

（実施主体）

第二百一条の二の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九條に規定する指定短期入所（第九十九條第一号に規定する併設事業所又は同条第三号に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第二百一条の二の七 介護及び家事等に係る基準は、省令第二百十三条の八に規定する基準の例によることとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百一条の二の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第一百五十七条の二、第九十八条の二から第九十八条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とある

のは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項及び第九十八条の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

第二百一条の四中「第二百十三条の四」を「第二百十三条の十四」に改める。

第二百一条の五中「第二百十三条の五」を「第二百十三条の十五」に改める。

第二百一条の六中「第二百十三条の六」を「第二百十三条の十六」に改める。

第二百一条の七中「第二百十三条の七」を「第二百十三条の十七」に改める。

第二百一条の十二中「第二百十三条の十二」を「第二百十三条の二十二」に改め

る。

第二百二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）」及び「同令」を「指定通所

支援基準」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十八条を次のように改める。

第二百十八条 削除

第三百十二条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第三百十二条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三百十九条中、「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十三条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百二十四条中「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十八条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第三百三十二条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第三百三十七条中「第三百十一条」の下に「第三百十二条、第三百十三条」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運

目次中「第四款 運営に関する基準（第十一条―第五十四条）」を 第四款の二

営に関する基準（第十一条―第五十四条）

共生型障害児通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十 ）」に、「第四款 運
営に関する基準（第十一条―第五十四条）」を
第四款の二（

営に関する基準（第七十五条―第七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第
四款の二 共生型障害児通所

七十五条―第七十七条）

支援に関する基準（第七十七条の二）」に、「第五款 基準該当通所支援に関する

「第五款 基準該当通所支援に関する基準

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針（第八十条の二）

る基準（第七十八条―第八十条）」を
第二款 人員に関する基準（第八十条の

第三款 設備に関する基準（第八十条の

第四款 運営に関する基準（第八十条の

（第七十八条―第八十条）

に改める。

三・第八十条の四）

五）

六―第八十条の九）

「第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三
項第一号」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支

援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価
を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による

評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害

児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十八条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十九条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十四条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下この章において「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十九条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十四条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この章において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この章において「指定地域密着型サービス

基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (第六十条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の三に規定する基準の例によることとする。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
第五十四条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第六十条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この章において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第五十四条の五 第五条、第七条、第八条及び前款(第十一条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第三十五条」と、同項

第四号中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第五十五条中「第五十四条の二」を「第五十四条の六」に改める。

第五十八条中「前款」を「第四款」に、「第五十四条の五」を「第五十四条の九」に改める。

第五十九条中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「第五十四条の六」を「第五十四条の十」に改める。

第六十条中「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の十一」に改める。

第六十条の二中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の八」を「第五十四条の十二」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第六十九条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはない。

第七十条中「第二十六条」の下に「(第四項及び第五項を除く。)」を加え、「第四十八条第一項」を削り、「第六十六条」と、「の下に「第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」と」の下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加える。

第七十六条の二を削る。

第七十七条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「第七十六条」と、「の下に「第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十六条第二項」と、第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」と」の下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と」を加える。

第二章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十七条の二 第七条、第八条、第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第七十一条及び第七十六条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第二十一条」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十七条の二において準

用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第八十条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「、第七十六条（第一項を除く。）及び第七十六条の二」を「及び第七十六条（第一項を除く。）」に、「第七十一条の四」を「第七十一条の六」に改め、「、第七十六条の二第三項中「第七十七条」とあるのは「八十条」と」を削る。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針

第八十条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十一条の八に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第八十条の四 第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第七十一条の九において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第八十条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十九條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。」第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第八十條の七」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條の七第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第三十條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項一号中「第二十一條」とあるのは「第八十條の九において準用する第二十一條」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十條の九において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第四十四條」と、同項第五号中「第五十條」とあるのは「第八十條の九において準用する第五十條」と、同項第六号中「第五十二條」とあるのは「第七十一條の十四において準用する省令第五十二條」と読み替えるものとする。

第八十四條を次のように改める。

(準用)

第八十四條 第八十條の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十五条から第八十七条までを次のように改める。

第八十五条から第八十七条まで 削除

第八十八条中「第二十四条」の下に「、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条」を加え、「から第五十条まで、第五十一条第一項及び」を「、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、」に改め、「第五十四条まで」の下に「、第六十九条の二及び第八十条の六から第八十条の八まで」を加え、「第八十六条」と、「を」第八十八条において準用する第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び」に改め、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第九十三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

提 案 理 由

児童福祉法等の一部改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援等に係る指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例（平成十七年埼玉県条例第九十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条及び附則第三項において」を「以下」に改める。

第六条中「に定めるもののほか、基金の管理」を「の施行」に改め、同条を第九条とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（交付の要件）

第八条 令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、収納不足市町村（法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。）に係る次に掲げる事情とする。

一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の産業に著しい影響が生じたこと。

三 その他前二号に掲げる事情に準ずる事情として知事が認めるもの

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第三条を第四条とし、第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（抛出金）

第二条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定に基づき市町村に対して納付を求める財政安定化基金抛出金（次項及び第三項において「抛出金」という。）の総額については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。次項及び第八条において「令」という。）第二十二條第二項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 抛出金は、県内の全ての市町村が、令第九条第一項に規定する算定方法に準じ

て算定した額を負担するものとする。この場合において、各市町村が負担する額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号から第四号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

一 前項に規定する額

二 イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数に一を加えた数

イ 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数

ロ 令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数から一を控除した数

三 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1) 令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数

(2) 令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合

ロ 令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合

ハ イ(1)に掲げる数に一を加えた数

四 令第九条第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数

3 県は、市町村が納期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額に年十四・六パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を徴収する。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定による延滞金の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

附則第三項中「第五条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金の拠出金及び基金事業交付金の交付要件等について定める等したので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十一号）第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関	埼玉県がん登録審議会
--	------------

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、同法に規定する審議会その他の合議制の機関の設置をしたいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例

埼玉県秩父高原牧場条例（昭和四十八年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第三号」を「第九十七条第一項第二号」に改め、「家畜共済」の下に「（同条第二項の疾病傷害共済に限る。）」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条の規定は、第三条第一項の許可に係る乳牛を平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる疾病傷害共済に付す者について適用し、同項の許可に係る乳牛を農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同日前に共済責任が始まる家畜共済に付す者については、当該家畜共済に係る共済掛金期間の満了の時（その時までには当該乳牛を疾病傷害共済に付したときは、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

農業災害補償法の一部改正に伴い、乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済を変更したので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十」の下に「（前二項の規定による建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前二項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の二十から控除して得た割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項において同じ。）である建築物（政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に關する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十（前項の建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合）を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

第一条の五を第一条の六とし、第一条の四の次に次の一条を加える。

（運動施設に関する制限）

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

別表第一中「第一条の五関係」を「第一条の六関係」に改める。

別表第一の二の備考四中「道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第一条の七第三項」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条」に改め、「乗合型自動車」の下に「（同条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいう。）」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

都市公園法等の一部改正に伴い、公園施設の設置基準の特例を追加するとともに、都市公園の敷地面積に対する運動施設の面積の割合の上限を定める等したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加したいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別	職員種別	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立及び市町村立の中学校	市町村立小学校
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一六三	四、〇六八	九、五一五	一六、四〇七	人
その他の職員	一、四二四	四六五	五一〇	一、〇〇七	人

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一六三人」とあるのは「八、二二六人」と、「九、五一五人」とあるのは「九、六一九人」とする。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一種地域の項第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

都市計画法の一部改正を踏まえ、風俗営業を禁止する等する地域に田園住居地域を加えたいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第五号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表第七号中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表第十八号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

別表第三号の表第二号中「二千四百円」を「二千百円」に改める。

別表第四号の表第一号中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

別表第五号の表第二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改める。

別表第六号の表第七号中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

別表第七号の表第一号の八中「二千円」を「千八百円」に改め、同表第四号イ(1)中「千六百円」を「千五百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千四百円」を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同号ロ(2)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(3)中「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同号ニ(1)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ホ(1)中「千七百五十円」を「千七百円」に改め、同号ホ(3)中「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同号ヘ(3)中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表第四号の二イ中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同号ロ中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第五号ロ及び第六号ロ中「千百円」を「千五百円」に改め、同表第六号の二金額の欄を次のように改める。

千四百円（自動車安全運転センターが行う研修等のうち、公安委員会が別に定めるものを受けた者に対する講習にあつては、八百円）
--

別表第七号の表第六号の三中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表第七号中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表第八号イ中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に改め、同号イただし書中「ついては二千四百五十円」を「ついては二千三百五十円」に、「五百五十円」を「五百円」に改め、同号イ(3)及び(4)中「二千四百五十円」を「二千五百円」に改め、同号イ(5)中「二千円」を「二千三百五十円」に改め、同号イ(6)中「千七百五十円」を「千八百円」に改め、同号ロ中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロただし書中「八百五十円」を「九百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百円」

を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ロ(5)中「千九百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(6)中「二千百円」を「二千五十円」に改め、同号ハ中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同号ハただし書中「千五十円」を「千百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ハ(5)中「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同号ニ中「二万千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同号ニただし書中「三千百円」を「二千九百円」に改め、同表第九号中「千百円」を「千五百五十円」に改め、同表第十号イ中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に改め、同号イただし書中「二千五百円」を「二千四百円」に、「については二百五十円」を「については百五十円」に改め、同号イ(2)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号イ(3)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号イ(4)及び(5)中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同号イ(6)中「千四百円」を「千五百円」に改め、同号ロ中「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に改め、同号ロただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号ロ(3)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同号ハただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「千百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(6)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同号ニただし書中「三千百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表第十一号イ中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同号ロ中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ハ中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に改め、同号ニ中「千五十円」を「千円」に改め、同表第十二号金額の欄を次のように改める。

イ 運転免許証の更新（ロに掲げるものを除く。）

二千五百円

ロ 運転免許証の更新（法第百一条の二の二第二項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合）

二千五百五十円

別表第七号の表第十二号の三及び第十二号の四中「千円」を「千百円」に改め、同表第十三号中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表第十四号ハ中「二千百円」を「千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千百円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号ニ(3)中「二千四

